

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十七号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成二十四年佐賀県条例第二十四号。

附則第一条第一号から第三号までに掲げる規定を除く。)の施行期日は平成二十

四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十五年一月一日とする。